

金商法2条2項5号(除外規定)

金商法施行令

(出資対象事業に関与する場合)

第一条の三の二 次の各号のいずれにも該当する場合

一 出資対象事業に係る業務執行がすべての出資者の同意を得て行われているものであること(すべての出資者の同意を要しない旨の合意がされている場合において、当該業務執行の決定についてすべての出資者が同意をするか否かの意思を表示してその執行が行われるものであることを言む。)

ニ イ 出資者の全てが出資対象事業に常時従事すること。